

		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
○業種全体の就業者数	○ 約360,000人(厚生労働省平成30年衛生行政報告例) ※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の延べ人数。	
○業務の範囲	○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく厚生労働大臣の免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師が行う事業。	
○災害の状況	○ 日本鍼灸師会等の調査によれば、施術中の事故として「腰痛」、「捻挫」等が見られ、通勤や往診による転倒による骨折や打撲も見られる。	
○同種もしくは類似の既存の業種(特別加入区分を含む)	○ 「9431 医療業」 ※歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の施術所は医療業に含まれる。	
○特別加入団体の担い手の有無	○ 有(公益社団法人日本鍼灸師会等が設立する団体を想定)	
特別加入団体の承認要件	○一人親方等又は特定作業従事者の数	○ 会員25,000人(全日本鍼灸マッサージ師会8,000人、日本鍼灸師会5,000人、日本あん摩マッサージ師会2,000人、日本視覚障害者団体連合10,000人)
	○団体の組織運営方法等が整備されていること	○ 定款に構成員の範囲、構成員の資格の得喪に関する規定あり。
	○労災保険事務の処理が可能であること。 —事業内容の観点 —事務体制・財務内容等の観点	○ 定款に事業内容として「会員の相互扶助に関する事業」との規定あり。 ○ 定款に毎月構成員が納める費用に関する規定あり。
	○団体の主たる事務所の所在地	○ 東京都豊島区
※労働災害防止の措置について		○ 日本鍼灸師会等において、労災防止についての研修内容を検討し、都道府県支部等による現地研修の実施、パンフレットの配布等を検討。